

建築確認申請におけるボーリング資料等に関するアンケート集計報告

Questionnaire Survey of the Borehole Data in Application for Building Confirmation

河合 伸一 [1]; 藤原 広行 [1]; 大井 昌弘 [1]; 篠原 秀明 [2]

Shinichi Kawai[1]; Hiroyuki Fujiwara[1]; Masahiro Ooi[1]; Hideaki Shinohara[2]

[1] 防災科研; [2] 応用地質

[1] NIED; [2] OYO

1. アンケートの目的

前回、自治体における公共事業に対する地盤情報データ整備に関するアンケートを実施し、この結果を第2回シンポジウムで報告した¹⁾。今回は、民間による建築確認申請に添付されるボーリング資料等の実態を調査するために、アンケート調査を実施したので、この結果を紹介する。

アンケートは、都道府県、市町村、東京都23区、北海道14支庁(全体1,871件)を対象に平成20年9月に行った。

2. 集計結果

アンケートの回収ができたのは、特定行政庁で198件(65%)、限定特定行政庁で101件(75%)、その他の市町村で553件(約4割)の852件で、全体で46%の回収率であった。

(1) 建築確認の申請数

89県区市の特定行政庁における1年間の建築確認申請の合計は約15万件で、自治体で審査を実施している件数が5万7千件(約4割)で、残り6割が民間審査機関で審査を行っていた。申請書に添付されるボーリング資料は、89県区市合計で2万4千件(16%)であった。自治体で審査を行うのは、年間1,000件以下が多くなっている。

(2) 建築確認申請書の保管期間

平成19年6月20日施行の建築基準法改正により、15年間となっている。以前は、3年または5年が多かった。

(3) ボーリング資料等の収集状況

特定行政庁で31件、限定特定行政庁で1件、その他の市町村で29件の計61件(全体の約3%)であった。

(4) 保管されているボーリング資料

1) ボーリング資料数

自治体が今までに収集している件数は、特定行政庁で8万3千件(31件)、限定特定行政庁で180件(1件)、その他で1千8百件(29件)となっている。

2) 保管したボーリング資料の利用

建築確認申請の審査時の参考資料や窓口閲覧資料として使われている。

3) ボーリング資料等の保管方法

資料をコピーしてファイルに閉じている自治体が多く、デジタル化している自治体は3件しかなかった。

(5) ボーリング資料の外部からの問い合わせ

ボーリング資料を収集・整理している自治体では参考資料として閲覧させるところが多く、場合によってはコピーが可能となっている。一方、ボーリング資料を収集・整理していない自治体では、資料がない、または対応しないとして断るほかに、情報公開条例に従う、または個人情報により開示しないなど、条例によって運用するケースもあった。また、公共事業のデータや他の参考資料を紹介するケースもあった。

3. おわりに

ボーリング資料数は今回のアンケートで収集できていない自治体を考慮すると実際には全国で2倍から3倍の数量になると考えられる。建築確認申請図書は保管期間を過ぎると廃棄されることが考えられ、国民の財産が失われていくことから、収集・整理することは火急の課題である。ボーリング資料等の収集・整理が進まない理由としては、建築申請図書の目的外使用や申請者への許諾の必要性、また整理する手間や管理場所の確保、そして予算の問題などがあげられた。これらの解決策として法整備や国主導の予算化などが考えられるが、現行法の中でもボーリング資料の収集・整理を進められる仕組みを模索することも視野に入れて、検討を進めていきたい。

謝辞 アンケート調査にご協力いただいた全国の自治体の方々に、記して謝意を表します。

参考文献: 1) 後藤信男(2008): 自治体におけるデータベース整備の現状, 第2回シンポジウム「統合化地下構造データベースの構築」予稿集